

産業廃棄物収集運搬業許可証

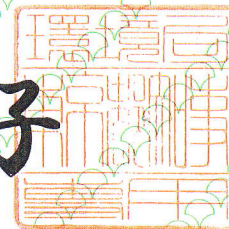
住所 東京都足立区入谷二丁目19番7号

氏名 株式会社長岡商店
代表取締役 長岡 俊一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 4年 6月 29日

許可の有効年月日 令和 9年 6月 28日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋
さい、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん
等を含む。）（以上16種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（限定については裏面のとおりに）（以上9種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面）

施設所在地：東京都足立区加賀二丁目30番9号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 6月 29日 新規許可

令和 4年 6月 29日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区加賀二丁目30番9号

面積：73.58㎡

最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類	保管量	産業廃棄物の種類	保管量
廃油	ドラム缶 8本 : 1.6㎡	廃酸	ポリ容器54個 又は :1.62㎡ プラスチック容器18個
汚泥	ドラム缶 6本 : 1.2㎡	廃アルカリ	ポリ容器54個 又は :1.62㎡ プラスチック容器18個
動植物性残さ	ドラム缶 6本 : 1.2㎡	廃プラスチック類、繊維くず(廃畳に限る。)	直置き :4.86㎡
廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず(廃バッテリーに限る。)	プラスチック容器4個 : 1.76㎡		
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ(廃塗料に限る。)	プラスチック容器4個 : 1.76㎡	汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物を除く)に限る。)	ペール缶48個 :0.96㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	プラスチック容器6個 : 3.96㎡	汚泥、金属くず(廃乾電池(水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	ペール缶 4個 :0.08㎡
		合計	20.62㎡

(以下余白)